

○発達障害支援体制整備に関する来年度の取組方針

市町村が、主体的に、その実状に応じた発達障害支援体制のあり方を検討し、その整備に取り組むことができるよう支援すること。

○課題

- 支援人材の不足
- 社会資源の偏在

○取り組む事項

- 支援人材の育成
- 圏域を単位とした、支援体制整備の促進

○福祉保健所の役割

※福祉保健所は、地域福祉・地域保健の推進を担う中核機関であり、各圏域の実状を把握している。

市町村の体制整備を支援するためには、その中核機関としての機能の活用が必要不可欠だと考えている。

＜現時点でイメージしている具体的な役割＞

- 圏域自立支援連絡会議等を活用して、管内市町村を招集し、検討、情報交換の場を提供
- 管内の市町村、関係機関等を対象とした研修会、勉強会等の実施（発達障害者支援センター、小児保健協会と共催することにより、福祉人材育成体制構築事業として実施）

○障害保健福祉課の役割

- 福祉人材育成体制構築事業を活用した研修事業等の実施による支援人材の育成（福祉保健所が企画・実施する研修会等も対象とすることが可能）
- 圏域アドバイザーによる、圏域自立支援連絡会議、市町村自立支援協議会の運営支援
- 発達障害者支援センター、市町村サポートコーチによる市町村、関係機関への専門的支援
- その他関係機関との調整

○福祉保健所における体制整備の進め方 (あくまでイメージ)

※実際には、各圏域の状況に応じて進めることとなる。

